

茨城県報第2944号

平成29年11月9日

木 曜 日

次 目

□	小 ペ-	ージ
●取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務	の委託に関する規約(政策審議室)・・・・・・	1
●鳥獣保護区の存続期間の更新(環境政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
●特定猟具使用禁止区域の指定(環境政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
●指定障害児通所支援事業者の指定(2件)(障害福祉課)・		9
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	法律に基づく指定障害福祉サービス事業者	
の指定(5件)(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	10
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	法律に基づく指定障害福祉サービス事業者	
の指定更新(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	l1
●大規模小売店舗の新設の届出(中小企業課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	12
●大規模小売店舗の変更の届出 (5件) (中小企業課) ・・・・・	1	13
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告(4件)(『	中小企業課)1	l 7
●定款変更の認可(農村計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	21
◉道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	22
◉道路の供用の開始(道路維持課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	23
公	告	
●建築許可に関する意見の聴取(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	24
(人事委員	会)	
●平成29年度茨城県職員採用大学卒業程度特別試験の実施・	2	24
訓	슈	

示

茨城県告示第1335号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、取手市立中学校の 生徒の自殺事案に係る調査に関する事務を取手市から受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2 の2第2項の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の委託に関する規約

●茨城県狩猟関係事務取扱規程の一部を改正する規程(環境政策課) …………

(委託事務の範囲)

第1条 取手市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、平成27年11月11日に発生した取手市立中学校の生徒の自殺事案について、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第11条第1項に規定するいじめ防止基本方針に基づく同法第28条第1項に規定する調査と並行して取手市長が行う当該事案に係る事実関係を明確にするための調査を茨城県に委託し、茨城県は、これを受託するものとする。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、茨城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、取手市の負担とする。
- 2 委託費の額及び納付の方法は、取手市長と茨城県知事が協議して定めるものとする。この場合において、茨城県 知事は、あらかじめ、委託費の見積りに関する書類を取手市長に送付するものとする。

(経理上の措置)

第4条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茨城県の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 茨城県知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、併せて当該決算の 委託事務に関する部分を取手市長に通知するものとする。

(繰越金)

第6条 茨城県知事は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託費として繰り越して使用することができるものとする。この場合において、茨城県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納の閉鎖後速やかに取手市長に提出するものとする。

(連絡会議)

第7条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要と認めるときは、取手市長との連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定改廃の措置)

- 第8条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される茨城県の条例等について制定又は改廃があった 場合においては、茨城県知事は、直ちにその旨を取手市長に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知があったときは、取手市長は直ちにその旨を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、取手市長と茨城県知事が協議して、定めるものとする。

付 則

- 1 この規約は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 取手市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する条例等が取手市に適用される旨及びこれらの条例等 を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該廃止に係る委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、茨城県知事がこれを決算する。この場合において、当該決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに取手市長に還付しなければならない。

茨城県告示第1336号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 (1) 鳥獣保護区の名称 水戸鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

水戸市成沢町の県道水戸茂木線と水戸市幹線市道33号線との交点を起点として、同市道を南西へ進み、県道 真端水戸線との交点に至り、同県道を南西へ進み、水戸ゴルフ場境界に至り、同境界を南へ進み、水戸市道上 中妻39号線との交点に至り、同市道を西へ進み、水戸市幹線市道30号線との交点に至り、同市道を北西へ進み、 県道石岡城里線との交点に至り、同県道を北西へ進み、水戸市道山根19号線との交点に至り、同市道を南西へ 進み、朝房山頂に至る山道に至り、朝房山頂に至る山道を朝房山頂に向って西へ進み、山頂を経て藤井川右岸 の交点に至り、同右岸を北西に進み、安渡橋に至り、同橋を経て、城里町道371号線との交点に至り、同町 道を北東へ進み、県道水戸茂木線との交点に至り、同県道を南東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

1.500ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

2 (1) 鳥獣保護区の名称

親沢鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

常陸太田市下利員町地内の県道常陸那珂港山方線と市道金 2 B736号線との交点を起点とし、同所から同市道を北へ進み、市道金 2 B947号線との交点に至り、市道金 2 B947号線を北東へ進み、市道金 1-4 号線との交点に至り、市道金 1-4 号線を南東へ進み、市道金 1-8 号線との交点に至り、市道金 1-8 号線を東南東へ進み、市道金 1-6 号線との交点に至り、市道金 1-6 号線との交点に至り、市道金 1-6 号線を南へ進み、県道常陸那珂港山方線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

137ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

3 (1) 鳥獣保護区の名称

ガンマーフィールド鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

県道小場・常陸大宮停車場線と市道4553号線との交点を起点とし、同県道を南に進み市道3164号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道3168号線との交点に至り、同市道3168号線を南に進み市道3180号線との交点に至り、同市道3180号線を西北西に進み県道小場・常陸大宮停車場線との交点に至り、同県道を南に進み更に北西に進み国有林内道路との交点に至り、同国有林内道路を北に進み市道4573号線との交点に至り、同市道を北東に進み市道4508号線との交点に至り、同市道

4553号線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

140ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 (1) 鳥獣保護区の名称

新治鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

土浦市沢辺(起点の住所)。土浦市内県道つくば・千代田線と土浦市道中地区716号線との交点を起点とし、同所から同県道を東へ進み、市道中地区218号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み、県道小野土浦線と市道新治中地区720号線交点を南東に進み、市道中地区II – 3 号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み、市道新治中地区II – 5 号線との交点に至り、同所から市道を南へ進み、市道新治中地区I – 5 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、市道新治中地区I – 5 号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、県道小野・土浦線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、市道中地区I – 7 号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道新治中地区I – 2 号線の交点に至り、同所から南東に進み、国道125号バイパス交点に至り、同所から西南へ進み、市道新治南地区715号線の交点に至り、同所から北へ進み、市道新治中地区I – 1 号線との交点に至り、同所から同線を北へ進み、市道新治中地区716号線交点に至り、同所から同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

405ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

5 (1) 鳥獣保護区の名称

北浦鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

長野江川河口右岸を起点とし、同所から同所と同河口左岸を直線で結んだ線を北西へ進み同河口左岸に至り、同所から北浦湖岸堤防を北へ進み巴川橋との交点に至り、同所から同橋を北東へ進み北浦湖岸堤防との交点に至り、同所から北浦湖岸堤防を南東へ進み二重作川河口右岸に至り、同所から同所と同河口左岸を直線で結んだ線を南へ進み同河口左岸に至り、同所から北浦湖岸堤防を南東へ進み上幡木樋門に至り、同所から同樋門と行方市吉川地内わかさぎ保護水面区域標識を直線で結んだ線を南西に進み同標識に至り、同所から北浦湖岸堤防を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

800ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

6 (1) 鳥獣保護区の名称

牛久沼鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

牛久市内国道6号線と県道野田牛久線との交点を起点とし、同国道を南へ進み、取手市道0130号線との交点に至り、同市道を北西へ進み、取手市道0131号線との交点に至り、同市道を北東へ進み、勘兵衛堀排水路との

交点に至り、同排水路を北西へ進み、同水路にかかる細見橋と県道谷田部藤代線との交点に至り、同県道を北へ進み、つくば市道6-6198号線との交点に至り、同市道を北へ進み、つくば1級市道69号線との交点に至り、同市道を東へ進み、つくば市道6-6238号線との交点に至り、同市道を東へ進み、つくば市道6-6237号線との交点に至り、同市道を東へ進み、つくば市道6-6237号線との交点に至り、同市道を北へ進み、つくば市道6-6260号線との交点に至り、同市道を東へ進み、龍ケ崎市とつくば市の市町村界に至り、同市町村界を北へ進み、茎崎村外五ヶ町村土地改良区茎崎東地区第3機場に至り、同機場と稲荷川にかかる下田橋を直線で結んだ線を北東へ進み、下田橋に至り、稲荷川左岸を北へ進み、県道野田牛久線との交点に至り、同県道を東へ進み、起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

1.244ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

7 (1) 鳥獣保護区の名称

羽黒鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

桜川市友部地内のJR 水戸線と桜川市道 W1211号線との交点を起点とし、同市道を南に進み桜川市道 W1223 号線との交点に至り、同市道を東に進み、桜川市道 W1241号線との交点に至り、同市道を南に進み、桜川市道 W1284号線との交点に至り、同市道を南に進み、桜川市道 W1341号線との交点に至り、同市道を南に進み、桜川市道 W1392号線との交点に至り、同市道を南に至り、桜川市道 W1430号線を西に進み、県道小塙石岡線・桜川市道 W1354号線との交点に至り、そこから同市道を西に進み、桜川市道 W1325号線との交点に至り、同市道を北西に進み、桜川市道 W1232号線との交点に至り、同市道を北に進み、桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、人桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、人桜川市道 O116号線との交点に至り、同市道を北に進み、人民水戸線との交点に至り、人民水戸線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

68ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

8 (1) 鳥獣保護区の名称

八溝鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

県道大子那須線の八溝川に架かる杉下橋を起点とし、同所から同県道を北進し取上橋に至り、同所から国有林八溝担当区2103林班と2104林班との境界を北東へ進み、民有林八溝線林道に至り、同所から茨城県と福島県との県境を東進し、八溝山頂を経て国有林同担当区2093林班と2096林班との接点に至り、同所から同担当区2093林班と2096林班との境界を南東へ進み、同担当区2093林班と2096林班との接点に至り、同所から同担当区2095林班と2096林班との境界を南西へ進み、同担当区2095林班と2099林班との接点に至り、同所から同担当区2099林班との境界を北西へ進み、同担当区2096林班と2099林班と2101林班との接点に至り、同所から同担当区2099林班と2101林班との境界を南東へ進み、同担当区2099林班と2100林班と2101林班との接点に至り、同所から同担当区2099林班と2101林班との境界を南進し、同担当区2100林班と2101林班との境界を南進し、同担当区2100林班と2101林班との境界を南進し、同担当区2101林班と2102林班と民有林との境界を南進し、同用から同村当区2101林班と民有林との境界を南進し、同村当区2101林班と民有林との境界を南進し、同村当区2101林班と民有林との境界を南進し、同村当区2101林班と民有林との境界を西進し、同村当区2101林班と民有林との境界を西進し、同村当区2101林班と民有林との境界を西進し、同村当区2101林班と民有林との境界を西進し、同村当区2101林班と民有林と

班との境界を北進し、同担当区2101林班と2102林班と2103林班との接点に至り、同所から里道を南西へ進み、同担当区2102林班と2103林班と民有林との接点に至り、同所から杉下沢を進み、起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

346ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

9 (1) 鳥獣保護区の名称

高鈴鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

県道日立山方線と隠作沢との交点を起点とし、同沢を西に進み国有林作業道との交点に至り、同作業道を北西に進み高鈴山峰筋との交点に至り、同峰筋を北西に進み玉簾林道との交点に至り、同林道を東に進み国有林97林班い1の小林班内の沢筋との交点に至り、同沢筋を北に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、同境界を北に進み広域農道との交点に至り、同農道を北に進み県道日立山方線との交点に至り、同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の面積

476ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

茨城県報告示第1337号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定したので、法第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- (1) 特定猟具使用禁止区域の名称
 豊坂川特定猟具使用禁止区域
 - (2) 特定猟具使用禁止区域の区域

常総市内の区域において、県道58号線と国道354号線の交点を起点とし、同所から国道354号線を東へ進み、 市道945号線の交点に至り同所から市道945号線を南東へ進み、市道3453号線の交点に至り、同所から市道3453 号線を東へ進み、市道3952号線との交点に至り、同所から市道3952号線を東へ進み、鬼怒川右岸堤内法尻との 交点に至り、同所から鬼怒川右岸堤内法尻を南西へ進み、市道1-0119号線との交点に至り、同所から市道1 -0119号線を南西へ進み、市道3569号線との交点に至り、同所から3569号線を北西に進み、県道58号線との交 点に至り、同所から県道58号線を北東に進み、市道3941号線の交点に至り、同所から市道3941号線を東に進み、 市道3536号線との交点に至り、同所から市道3536号線を北東に進み、市道1-0117号線との交点に至り、同所 から市道1-0117号線を北西に進み、県道58号線との交点に至り、同所から県道58号線を北東に進み、起点に 至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積 416ヘクタール

- (4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- (5) 特定猟具の種類

銃器

2 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称 日立特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

国道6号線と市道2085,2084号線との交点を起点とし、同市道を北西に進み神峰山ハイキング道路との交点に至り、同ハイキング道路を北に進み市道2002,2005号線との交点に至り、同市道を東に進み市道5号線との交点に至り、同市道5号線を南東に進み県道日立いわき線との交点に至り、同県道を南に進み国道6号線との交点に至り、同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

124ヘクタール

- (4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- (5) 特定猟具の種類

銃器

3 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称 夏海特定猟具禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

取手市藤代地内の県道谷田部藤代線と県道守谷藤代線の交点を起点とし、同県道守谷藤代線を北西に進み、 市道2-0221号線との交点に至り、同市道を南西に進み、県道守谷藤代線との交点に至り、同県道を北西に進み、 市道2-4239号線との交点に至り、同市道から小貝川を横断し、市道2-3206号線と市道2-3008号線の交点 に至り、市道2-3008号線を北西に進み、市道2-3001号線との交差点を経由し、市道2-3204号線を北東に 進み、県道高岡藤代線との交点に至り、同県道を南東に進み、県道谷田部藤代線との交点に至り、県道谷田部 藤代線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積 126ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

4 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称 中市原特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

笠間市中市原地内の市道(友)1249号線と市道(友)2級2号線との交点を起点とし、同所から市道(友)2級2号線を北西に進み、市道(友)1079号線との交点に至り、同市道を東に進み、市道(友)1093号線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道(友)1078号線との交点に至り、同市道を東に進み、国道50号線との交点に至り、同国道を東に進み、市道(友)1089号線との交点に至り、同市道を南に進み、市道(友)1084号線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道(友)1087号線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道(友)

2級2号線との交点に至り、同市道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

66ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成29年11月1日から平成49年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

5 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

椚山特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

笠間市押辺地内の県道茨城・岩間線と市道(岩) I級8号線との交点を起点とし、同県道を東に進み、市道 I級16号線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道 I級8号線との交点に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

47ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

6 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

沖洲特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

行方市沖洲地内において市道(玉)2316号線と市道(玉)2317号線の交点を起点とし、同所から同市道(玉)2316号線を北東へ進み、小美玉市との行政界へ至り、同所から同行政界を東へ進み県道大和田桃浦停車場線に至り、同所から同県道を南へ進み、市道(玉)2153号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み市道(玉)2317号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

110ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成29年11月1日から平成49年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

7 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

戸沢池特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

かすみがうら市宍倉地内県道石岡田伏土浦線と県道牛渡馬場山土浦線との交点を起点とし、県道牛渡馬場山 土浦線を西へ進み、市道2047号線との交点に至り、同市道を北東へ進み石岡市道6639号線との交点に至り、同 市道を東へ進み、県道石岡田伏土浦線との交点に至り、同県道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

36ヘクタール

- (4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- (5) 特定猟具の種類

銃器

- 8 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称 新利根特定猟具使用禁止区域
 - (2) 特定猟具使用禁止区域の区域

稲敷市角崎地内の国道408号線と県道5号線(県道竜ケ崎・潮来線)との交点を起点とし、同国道を北へ進み、 市道(新)900号線に至り、同市道を南東へ進み、市道(新)759号線に至り、同市道を東へ進み、市道(新) 1-3号線に至り、同市道を北へ進み、市道(新)622号線に至り、同市道を北へ進み、市道(新)613号線に至り、 同市道を北へ進み、市道(新)625号線に至り、同市道を北東へ進み、市道(新)830号線に至り、同市道を南 へ進み、市道(新)1-7号線に至り、同市道を南に進み、県道5号線(県道竜ケ崎・潮来線)に至り、同県 道を西へ進み、起点に至る線で囲まれた区域。

- (3) 特定猟具使用禁止区域の面積 348ヘクタール
- (4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- (5) 特定猟具の種類

銃器

- 9 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称 下館特定猟具使用禁止区域
 - (2) 特定猟具使用禁止区域の区域

土浦市右籾地内の主要地方道土浦竜ヶ崎線と土浦市道右籾21号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み、 土浦市道烏山2号線、土浦市道烏山67号線を通り、土浦市道烏山72号線との交点に至り、同市道を南へ進み土 浦市道烏山74号線との交点に至り、同市道を東へ進み烏山西公園南側をとおり土浦市道烏山79号線との交点に 至り、同市道を南へ進み土浦市道1級25号線との交点に至り、同市道を南へ進み土浦市道1級34号線との交点 に至り、同市道を西へ進み主要地方道土浦竜ヶ崎線との交点に至り、同地方道を北へ進み起点に至る線で囲まれた地域。

- (3) 特定猟具使用禁止区域の面積 92ヘクタール
- (4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- (5) 特定猟具の種類

銃器

茨城県告示第1338号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0852400142	ソレイユ守谷	守谷市久保ケ丘二 丁目5番地16	特定非営利活動 法人スカイスポ ーツクラブ取手	取手市新取手二丁 目14番5号	平成29年 11月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第1339号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0850100728	学童デイサービ ス よつば 水 戸校	水戸市元吉田町 842-4 パルネッ ト中村101	合同会社OUL A	ひたちなか市高野 668番地 2	平成29年 11月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第1340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0810102418	樹もれびハウス	茨城県水戸市成沢 町831番地の16	特定非営利活動 法人 だいち	茨城県水戸市堀町 767番地の1	平成29年 11月1日	短期入所

茨城県告示第1341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0820102424	樹もれびハウス	茨城県水戸市成沢 町831番地の16	特定非営利活動 法人 だいち	茨城県水戸市堀町 767番地の1	平成29年 11月1日	共同生活援助

茨城県告示第1342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0811100387	アクティビティ ーセンター れ ら	茨城県常総市向石 下899 - 8 テナン ト21A	特定非営利活動 法人 I L A	茨城県常総市羽生 町361番地	平成29年 11月1日	自立訓練(生 活訓練)

茨城県告示第1343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基 づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0817200256	ライフディア 鉾田	茨城県鉾田市玉田 1046-103	株式会社スペー スリンク	東京都新宿区西新 宿六丁目16番12号 第一丸善ビル 6 F	平成29年 11月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第1344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基 づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0812000990	アモールケアー	茨城県つくば市梅 園二丁目33番地25	合同会社クレドール	茨城県つくば市梅 園二丁目33番地25		居宅介護,重度訪問介護

茨城県告示第1345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基 づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定更新 年 月 日	サービス の 種 類
0812400042	守谷市社協へル パーステーショ ン	茨城県守谷市大柏 954-3	社会福祉法人 守谷市社会福祉 協議会	茨城県守谷市大柏 954-3	平成29年 10月1日	同行援護

茨城県告示第1346号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名 株式会社フォレストモール

代表取締役 多田 直樹

(2) 住所

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル11階

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) フォレストモール石岡

石岡市石岡字水久保12886番 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	桑 野 光 正
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年6月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,801 m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 419台

イ 駐輪場の収容台数 202台

ウ 荷さばき施設の面積 318.5㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 75㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時

(閉店時刻) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分~午後11時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時
- 3 届出年月日

平成29年10月27日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1347号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 名称及び代表者氏名

有限会社ケイワイ

代表取締役 小菅 好子

(2) 住所

結城郡八千代町大字菅谷1086番地

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ八千代店

結城郡八千代町大字菅谷56街区-1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成29年3月1日

(4) 変更する理由

代表者変更及びテナント変更のため

3 届出年月日

平成29年10月26日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1348号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間 縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ピアシティ荒川本郷 稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外
- (2) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 川村 嘉則

(変更後) 代表取締役 橘 正喜

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 変更の年月日
 - ア 平成29年6月27日
 - イ 平成29年3月31日 外
- (4) 変更する理由
 - ア 代表者変更のため
 - イ 代表者変更及び退店のため
- 3 届出年月日

平成29年10月27日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1349号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間 縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

茨城交通株式会社

代表取締役 任田 正史

(2) 住所

水戸市袴塚三丁目5番36号

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸3丁目3146番地の1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 竹内 順一

(変更後) 代表取締役 任田 正史

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- (3) 変更の年月日

平成29年3月1日 外

(4) 変更する理由

代表者変更のため

3 届出年月日

平成29年10月31日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1350号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

有限会社ケイワイ

代表取締役 小菅 好子

(2) 住所

結城郡八千代町大字菅谷1086番地

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ八千代店

結城郡八千代町大字菅谷56街区-1 外

- (2) 変更しようとする事項
 - ア 駐輪場の位置
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前2時~午後9時

(変更後) 午前1時~午後9時

- (3) 変更の年月日
 - ア 平成30年6月27日
 - イ 平成29年10月27日
- (4) 変更の理由
 - ア 店舗配置計画変更のため
 - イ 荷さばき車両の運行計画変更のため
- 3 届出年月日

平成29年10月26日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1351号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間 縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

茨城交通株式会社

代表取締役 任田 正史

(2) 住所

水戸市袴塚三丁目5番36号

- 2 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸3丁目3146番地の1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所

(変更後) 4箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前3時~午後6時

C-2 午前6時~午後8時30分

(変更後) C-1 午前1時~午後9時

C-2 午前6時~午後8時30分

(3) 変更の年月日

平成29年11月1日

(4) 変更の理由

ア 店舗運営計画変更のため

イ 荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年10月31日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1352号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばみらいSC

つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目1番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成29年6月26日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石 井 俊 樹
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社セキ薬品	埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目2番22号	関 伸治
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年2月16日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,372㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 221台
 (イ) 駐輪場の収容台数 125台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 304㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20.5㎡

- カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~翌午前0時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時(一部午前6時~午前8時30分)
- キ 届出年月日

平成29年6月15日

2 市町村の意見

事 項	つくばみらい市からの意見の概要
ア 交通に係る事項	・駐車場出入口について、歩行者の安全に配慮すること。
	・駐車場出入口は、安全のため、視界を確保すること。
イ 荷さばき施設の整	・店舗裏側の住宅地に隣接した6m道路について、商品搬入待機車両等の路上駐車は
備等	しないこと。
	・商品搬入車両のアイドリング禁止を徹底すること。
	・駐車場内には、「アイドリングストップ」等の掲示をするなどの騒音対策を講じる
	こと。
ゥ 廃棄物減量化及び	・つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第10条, 第13条, 第15条,
リサイクルについて	第17条に基づき廃棄物の抑制,減量及び適正包装の推進に努めること。
の配慮	

事 項	つくばみらい市からの意見の概要
エ 騒音等の発生に係	・営業活動に伴う騒音の発生防止または緩和のために配慮をすること。特に早朝及び
る事項	夜間においては、静穏な生活環境の保持が求められることに留意し、車両等の騒音、
	振動についての対策を講じること。
	・騒音規制法、または、振動規制法に規定する特定施設を設置する場合は、特定施設
	届出書を提出すること。
オ 廃棄物等に係る事	・ごみ等を適切に管理し、散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭や衛生上の問題が
項	生じないよう十分に配慮すること。
	・事業所から排出されるごみは事業系廃棄物となるため、ごみの分別を徹底すること。
	・事業系一般廃棄物を排出する場合は、つくばみらい市から一般廃棄物収集運搬業の
	許可を受けた業者に依頼すること。
	・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底すること。
	・延床面積1,500㎡以上及び日平均200kg以上の廃棄物を排出する事業用建築物の所有
	者は、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第17条第3項の規定
	に基づき、廃棄物管理責任者を選定し、届出をすること。
カ 街並みづくり等へ	・夜間の照明については、近隣に住宅地があるため、十分に配慮すること。
の配慮(光害の防止	・植栽を設置する場合は、管理を徹底し、近隣に迷惑をかけないよう配慮すること。
に対する配慮を含	・周辺の清掃等を行い,環境美化に努めること。
t)	・みらい平地区富士見ヶ丘は「景観形成重点地区」であり、暮らしの場として、質の
	高い市街地環境づくりが期待される地区である。街並みの維持の観点から、地域の統
	一した街づくりに格別のご理解を賜り、樹木の維持管理や緑化の取組を行うこと。
	・茨城県屋外広告物条例並びに市景観条例(計画)に則し、地域特性を考慮した広告
	物の表示及び掲出をすること。また、屋外広告物申請を必ず行うこと。
	・店舗への搬入車両等が早朝や夜間に頻繁に通行すると、周辺に住んでいる方の居住
	環境が、著しく悪化する恐れがある。また、過度な深夜の夜間照明は、閑静な住宅街
	に迷惑となる場合も考えられることから、騒音の低減、夜間照明時間や光彩選択によ
	る近隣住民への配慮を求める。

由

ア, イ 道路利用者及び歩行者の安全確保のため。

ウ, エ, オ, カ 根拠法令等

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1353号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 那珂湊ショッピングセンター「ピアポート」 カワチ薬品那珂湊店 ひたちなか市栄町二丁目7349番地 外
 - (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第1項) 平成29年10月2日
 - イ 変更した事項
 - (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 藤田 元宏 (変更後) 代表取締役 石井 俊樹

- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 届出年月日

平成29年9月22日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1354号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田古河店 古河市西牛谷347 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第1項) 平成29年10月23日
 - イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 矢ケ崎 健一郎

(変更後) 代表取締役 矢口 幸夫

(3) 届出年月日

平成29年10月13日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1355号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田古河店 古河市西牛谷347 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成29年10月23日
 - イ 変更しようとする事項
 - (ア) 荷さばき施設の位置
 - (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時~午後9時

(変更後) 午前6時~午後9時

(3) 届出年月日

平成29年10月13日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1356号

土浦土地改良区から平成29年8月22日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により同年10月31日認可した。 平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県告示第1357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成29年11月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 461号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		の幅員 延長		摘要		
			メートル	メートル				
久慈郡大子町大字大子字亀石1414番1地	 I目	最大	28.5	180				
先から	114	最小	9.6	100				
久慈郡大子町大字大子字近町1151番 3 地	新	最大	33.5	180	現	道	拡	幅
先まで	A91	最小	12.2	180	死	甩	1/4	TH

茨城県告示第1358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成29年11月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地	の幅員	延長	摘要
			メートル	メートル	
	100	最大	67.8	100	
稲敷郡美浦村大字受領字八枚918番から	I目	最小	35.1	108	
稲敷郡美浦村大字大須賀津字沢田1243番 3まで	∴	最大	48.5	100	
	新	最小	30.7	108	区域除外

茨城県告示第1359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成29年11月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 桜川土浦潮来自転車道線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延長		摘	要	
			メートル	メートル				
	 IB	最大	3.0	1,066				
桜川市真壁町酒寄字和尚塚379番地先から	IΠ	最小	3.0	1,000				
桜川市真壁町酒寄字金井984番2地先まで	並	最大	11.0	1.066	邛田	冶	+ı+	幅
	新	最小	5.5	1,066	現	道	拡	田中

茨城県告示第1360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成29年11月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		敷地の幅員		延長		摘	要	
			メートル	メートル						
	IB	最大	11.3	267						
猿島郡五霞町大字江川字橋向3650番から	III	最小	9.7	207						
猿島郡五霞町大字江川字土塔32番5まで	新	最大	24.4	267	現	道	拡	幅		
		最小	11.0	207	火	旭	1/4	TH		

茨城県告示第1361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年11月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 路 線 名 県道 土浦坂東線

2 供用開始の区間 土浦市下高津二丁目359番11地先から

土浦市下高津三丁目319番地先まで

3 供用開始の期日 平成29年11月9日

公 告

●建築許可に関する意見の聴取

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第48条第14項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。 平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

1. 意見の聴取期日 平成29年11月15日 (水) 午後2時

2. 意見の聴取場所 東茨城郡茨城町大字長岡3317番地75

3. 意見の聴取事項 第一種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。

店舗(調剤薬局)の新築

4. 申 請 者 住 所 東茨城郡茨城町海老沢20番地11

5. 氏 名 株式会社 美鈴 代表取締役 鈴木 哲哉

6. 建築物構造規模 木造 1 階建て 新築

申請延べ面積 119.24平方メートル

7. 敷 地 面 積 536.13平方メートル

8. 建築物の位置 東茨城郡茨城町大字長岡字大連寺3317番75の一部

(人事委員会)

●平成29年度茨城県職員採用大学卒業程度特別試験の実施

上記試験を次のとおり行います。

平成29年11月9日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

- ○第1次試験日 平成29年12月17日(日)
- ○受付期間 平成29年11月9日(木)~平成29年12月6日(水)※ 申込みは、原則インターネットの方法による。
- ○試験区分 (職種),採用予定人員,採用時の勤務場所及び職務内容

試験区分 (職種)		採用予定人員	採用時の勤務場所及び職務内容
	事務 (警察本部)	4名程度	警察本部又は警察署等で、主に警察行政事務に従事します。
大学卒業 程度	林業	2名程度	知事部局等の本庁又は出先機関で、主に林業の振興、林業経営 の指導援助、林業に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に 従事します。
	福祉	2名程度	知事部局等の本庁又は児童相談所,一時保護所,福祉施設等の出先機関で,主に相談援助,自立支援,生活支援等の業務に従事します。

※ 採用予定人員については、変更になる場合があります。

○受験資格

次の(1). (2)のいずれかに該当する人

- (1) 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
- (2) 平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人若しくは平成30年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人
 - ※ ただし、福祉職については、このほかに次の資格要件を必要とします。
 - ・ 社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成30年3月31日までに取得見込みの人

- ※ 上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - エ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は これに加入した人

○試験日時及び会場

日 時	試 駁	場	備考
平成29年12月17日(日) 受付開始 午前8時50分頃 説明開始 午前9時10分 【教養試験】 午前9時30分~午前11時30分 【論文試験】 午後0時30分~午後1時30分 【専門試験】 午後1時50分~午後3時50分	茨城県庁 11階共用会議室 「水戸市笠原町97 TEL 029 (301		
【口述試験・適性検査】 平成30年1月11日 (木) ~1月17日 (水) の うちの1~2日			試験日時は、人事委員会で指定します。

- ※ 申込状況により、試験会場が変更になる場合があります。その場合は、別途案内します。
- ※ 災害等により、やむを得ず試験の日程等を変更する場合があります。その場合は、下記の茨城県人事委員会ホームページ上でお知らせしますので確認してください。

http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiiin/

○試験の方法

	項 目	方	法	内容
第一次	教養試験	択一 (2時		筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能について大学で履修した程度の問題、茨城県に関する問題を出題します(別表参照)。50問出題し、40問解答。このうち、知識分野の問題は26問出題し、16問を選択して解答。知能分野の問題は21問、茨城県に関する問題は3問出題し、それぞれ全問必須解答です。
試験				筆記試験とし、職種に応じた専門的知識、能力、技術等について大学で履修 した程度の問題を出題します(別表参照)。 事務(警察本部):50問出題し、40問選択解答 林業、福祉:40問出題し、全問必須解答
第一	論文試験 記述式 (1時間)		•	文章による表現力, 課題に対する理解力等をみます (別表参照)。 制限字数: 1,000字程度
次試	口述	試	験	主として人物についての評定を行うものとし、個別面接(2回)及び集団討論(別表参照)を実施します。
験	適性	検	査	通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。
資	格	調	查	受験資格の有無等について調査します。

※ 第2次試験の論文試験は第1次試験日(平成29年12月17日)に実施しますが、評定は、第1次試験合格者のみ 行います。

○試験の配点 (満点)・基準点

		配点(満点)		
項	I	事務職	そ の 他 の 職	基準点
第1次試験	教養試験	100点	80点	満点の4割。ただし、3割までの範囲内で引き下げ
分 1 八	専門試験	100点	120点	る場合があります。
	論文試験	50点 100点		満点の4割
第2次試験	集団討論			(阿黒マノ4百)
<i>界 2</i> (人武)映	個別面接(1回目) 100		0点	_
	個別面接(2回目)	250点		満点の4割5分

※ 合格者は、全ての試験項目の基準点を満たし、かつ、適性検査結果が適当と認められる人のうち、合計点の高い人から成績順に決定します。

○合格者の発表

区 分	期日	方	Ė
第 1 次 試 験 合 格 発 表	平成29年12月21日(木) 午後1時(予定)	茨城県人事委員会事務局のホームページ並 びに茨城県人事委員会事務局の掲示板に受験	合格者のみに通知 します。
最終合格発表	平成30年1月30日(火) 午後1時(予定)	番号を掲示します。	受験者全員に合否 の結果を通知します。

○合格から採用まで

- ※ 合格者は、茨城県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、茨城県人事委員会は任命権者(知事、警察本部長)からの請求に応じて成績順に推薦します。任命権者は、それによって本人の意向等を考慮の上、欠員に応じて採用することになっています。
- ※ 採用候補者名簿の有効期間は1年です。
- ※ 採用は原則として平成30年4月1日以降です。
- ※ 福祉にあっては、社会福祉主事の任用資格を取得しない場合は、この試験に合格しても採用されません。
- ※ 林業の職種で採用された人は、一定の実務経験後「普及指導員」の資格を取得していただく予定です。

○給与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば大学卒業直後に採用された人で行政職の 給料表が適用される場合には、195,888円(平成29年4月1日現在)が支給されます。

- ※ 地域手当6%を含んだ額です。
- ※ 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます。
- ※ このほか扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 期末・勤勉手当(年2回(6月, 12月))等が支 給されます。
- ※ これらの額は、条例改正等により変更されることがあります。

○受験手続

必ずインターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申込みができない方は、平成29年11月30日(木)までに茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

申 込 方 法	 必ず、茨城県人事委員会事務局のホームページ(下記(1))でインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスホームページ(下記(2))でお申し込みください。 パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは下記(1)のホームページで確認してください。 使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。 手続きに時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申し込んでください。 受験票の取得方法や受験番号・試験場等の確認方法については、茨城県人事委員会事務局のホームページ(下記(1))で確認してください。
ペ ー ジ U R L	 下記(1)及び(2)のホームページを御覧ください。 (1)と(2)はリンクしていますので、まず、(1)を御覧になり、その後(2)へ進んでください。 (1) 申込方法及び注意点の確認 <茨城県人事委員会事務局ホームページ URL >
受 付 期 間	平成29年11月9日 (木) 午前9時 ~ 12月6日 (水) 午後5時 (受信有効) ※ 受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。

<留意事項>

※ いばらき電子申請・届出サービスからダウンロードした受験票を印刷(A4縦)し、写真欄に所定の写真を 貼り、試験当日に受験票を持参してください。受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。

○試験結果の開示

この試験の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例の規定により口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合には、受験者本人が受験票控(試験当日に配付)を持参の上、茨城県人事委員会事務局に直接お越しください。受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除き、各日午前8時30分から午後5時の間です。電話、はがき等による開示の請求はできません。

試 験	開示請求できる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
第1次試験	不合格者	各試験項目の得点等	合格発表の日から1	茨城県人事委員会事
第2次試験	受 験 者	及び順位	か月間	務局

○この試験についての問い合わせ先

茨城県人事委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

電 話 029 (301) 5549 FAX 029 (301) 5559

Eメールアドレス saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp

別 表 試験問題分野等一覧表(数字は出題予定数)

試験の種類		出	題	分	野		
教養試験	知識分野珍(社会科学, 含む。),判断推理,数的		自然科学, 解釈), 茨	時事一般), 城県に関する	知能分野② 6問題③	(文章理解	(英語を

	事務 (警察本部)	政治学②,行政学②,憲法④,行政法⑤,民法⑥,刑法②,労働法②,経済原論·経済政策·経済史⑤,財政学④,経営学②,社会政策③,国際関係③
専門試験	林業	森林政策・森林経営学③,造林学⑫ (森林生態学,森林保護学を含む。),林業工学④,林産一般⑤,砂防工学⑥
	福祉	社会福祉概論②(社会保障を含む。), 社会学概論⑥, 心理学概論⑧ (社会心理学を含む。), 社会調査④
論文試験		平成28年度課題:災害に強い地域づくりのために、行政が取り組むべきこと
口述試験	集団討論	平成28年度課題:訪日外国人旅行者について

- ※ 茨城県人事委員会事務局のホームページに各試験問題の例題を公表しています。
- ※ 教養試験の「茨城県に関する問題」は、茨城県ホームページから閲覧できるコンテンツから出題します。 「茨城のプロフィール」、「観光いばらき」、「茨城の豆知識」等を参考にしてください。
- ※ 第1次試験合格者には、口述試験(個別面接)の参考とする「面接票」を、第1次試験合格通知と併せて送付しますので、記入の上、平成30年1月5日(金)までに茨城県人事委員会事務局に返送してください(必着)。

訓

茨城県訓令第21号

茨城県狩猟関係事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年11月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県狩猟関係事務取扱規程の一部を改正する訓令

茨城県狩猟関係事務取扱規程(昭和38年茨城県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「茨城県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「茨城県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。

第2条第1項中「地方総合事務所長」を「県民センター長又は生活環境部環境政策課長(以下「県民センター長等」という。)」に改め、同条第2項中「地方総合事務所」を「県民センター又は生活環境部環境政策課(以下「環境政策課」という。)(以下これらを「県民センター等」と総称する。)」に改め、同条第3項中「地方総合事務所」を「県民センター等」と総称する。)」に改め、同条第3項中「地方総合事務所」を「県民センター」に、「原行地方総合事務所」を「鹿行県民センター」に、「県南地方総合事務所」を「県南県民センター」に、「県西地方総合事務所」を「県南県民センター」に改め、「4」の次に「、環境政策課にあつては「5」」を加え、同条第4項及び第5項中「うえ」を「上」に改め、同条第6項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改める。

第3条第1項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「地方総合事務所」を「県民センター等」に、「本庁扱分」を「県外に住所を有する者の狩猟者登録証」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「本庁及び地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改め、同項を同条第5項とする。

第4条及び第5条中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改める。

第6条第1項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に、「捕獲」を「捕獲等」に、「採取」を「採取等」に改め、同項第1号中「第11条」を「第8条及び第11条」に改め、同項第2号中「知事の」を「前号の許可以外の」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「又は地方総合事務所長」を「又は県民センター長等」に、「本庁と地方総合事務所長」を「知事と県民センター長等と」に、「通報」を「通知」に、「、地方総合事務所」を「、第1項第1号の規定により許可をした場合」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「有害鳥獣捕獲」を「被害防止の目的での捕獲」に改め、同条第5項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改める。

第7条中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改める。

第8条第1項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に、「第9条第12項」を「第9条第11項」に改め、 同条第2項中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に、「第3条第2項の規定による」を「県外に住所を有 する者に係る」に、「本庁」を「環境政策課」に改める。

第9条から第13条までの規定中「地方総合事務所長」を「県民センター長等」に改める。

様式第1号中「狩猟免許(更新)申請書名簿」を「狩猟免許(更新)申請者名簿」に改める。

様式第2号中「様式第2号(第3条第5項)」を「様式第2号(第3条第4項)」に改め、同様式の(注)中

「2 狩猟をする場所については、該当しない方を二本線で消すこと。

| を

- 「2 狩猟をする場所については、該当しない方を二本線で消すこと。
 - 3 備考欄には、規則第65条第1項第7号、第8号若しくは第9号に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として登録を受けた者にあつては、その旨を記載すること。

様式第3号を次のように改める。

改める。

様式第3号(第3条第5項)

Ļ				<u>.</u> 3	守	猟		者 T	台	帳				
								D.						
	ふり 氏	がな 名						住	所		(年	月	日異動
	. •										(年	月	日異動?
			(年	月	日改	(姓)	電	話					
L	生年	月日	年	月		日生		職	業			年	月	日異動
	性	別	男 • 女						(年	月	日異動)		
L														
	年度	種類	交 付	番	号	備	考	年度	種類	交	付	番	号	備考
L			年月日							年月	月日			
L														
L	狩猟	免許0	り取消し又	は効	力の	停止								
取消し(効力の停止)			種兒	[1]	年	月	日(期間	間)			事	由		

の種 都道府県 第7号,第8号又は第9号の該当者で第0分の30分の別	対象鳥獣捕 免 許 獲員である の 種 かの別 類	狩猟をする 登録年月日 お猟をする 返却年月日 場所 所	規則第65条第1項 第7号,第8号又は 第9号の該当者で あるか否かの別	対象鳥獣捕獲員であるかの別
(第 号)			(第 号)	
(第 号)			(第 号)	
(第 号)			(第 号)	

- (注) 1 茨城県知事以外の都道府県知事の登録については、返納年月日は記載しないものとする。
 - 2 「規則第65条第1項第7号, 第8号又は第9号の該当者であるか否かの別」の欄には, 該当者 である場合は該当する号を、該当者でない場合は「否」と記載するものとする。
 - 3 「対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」の欄には、対象鳥獣捕獲員として登録を受けた者である 場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員として登録を受けていない者である場合は「否」と記載 するものとする。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

当月の登録数	高 額					
	低 額					
	計					
	高 額					
累計	低額					
	計					ı
	1	T			ا ا	J
	高額					
	低額					
当月の登録数	対象鳥獣捕獲員					
登録	許可捕獲者					
数数	認定鳥獣捕獲 等事業者の 捕獲従事者					
	計					
	高 額					
	低額					
	対象鳥獣捕獲員					
累計	許可捕獲者					
	認定鳥獣捕獲 等事業者の 捕獲従事者					
	計					

改める。

様式第5号中「有害鳥獣捕獲」を「被害防止の目的での捕獲」に改める。

様式第6号中「茨城県 地方総合事務所長」を「県民センター長生活環境部環境政策課長」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適生化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

32	茨	城	県	報	第 2944 号	平成 29 年 11 月 9 日	(木曜日)
	→	/	真事項は	号外至	· 经行) / 定価・	送料とも1月~	
毎週月	• 木曜日発	行【茶品	の場合は	ラ/ <u>ト</u> 界 は繰下発	終力 【金 門	送料とも1月) 3,150円)	
		発 行	茨	切	!		
購 読					k 戸 市 笠 原	町 978 番 6	
	_				部総務課	• •	
					1 1 1 1 (代)	
							/